

4 個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

平成20年7月3日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁 様

神奈川県病院事業管理者 塚秀人

オンライン結合による個人情報の提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項に基づき、循環器呼吸器病センターのオンライン検査予約受付事務にかかるオンライン結合による個人情報の提供について、神奈川県個人情報保護審議会の意見を伺いたいので諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※ 案件番号	1 0
所 管 室 課 所 名	循環器呼吸器病センター			
主 管 室 課 名	循環器呼吸器病センター			
事 務 の 名 称	オンライン検査予約受付事務			
事 務 の 目 的	<p>① 地域医療機関からの放射線科検査依頼の予約に係る手続きの利便性を高めることにより、地域医療機関との連携、高額医療機器の共同利用を推進し、地域医療の充実に資する。</p> <p>② 当センターにおける予約受付事務を効率化し、患者、地域医療機関に対するサービスの向上を図る。</p>			
オ ン ラ イ ン 結 合 の 内 容	<p>当センターが管理するサーバと検査依頼元医療機関の端末をオンライン結合することにより、検査対象患者の個人情報を検査依頼元医療機関に提供する。</p>			
対 象 と な る 個 人 の 類 型	検査の対象となる患者			
提 供 す る 個 人 情 報 の 項 目 名	検査の対象となる患者の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、検査依頼内容など検査に必要な情報			
提 供 の 相 手 先	検査依頼元医療機関			

個情審議第287号
平成20年7月10日

神奈川県病院事業管理者
堺 秀人 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

病院事業管理者の保有する個人情報のオンライン結合による提供に関する
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成20年7月3日付けをもって諮問のありました「オンライン検査予約受付事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、本事務によりデータセンターに保存される個人情報を使用する必要がなくなった場合には、確実に、かつ、速やかに廃棄することに留意するものとします。

(2) 条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限

情 公 第 1 3 号

平成20年9月12日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第8条の規定に基づく本人外収集及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集及び本人通知の省略について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区 分	個別	※案件番号	5 4
所 管 室 課 所 名	廃棄物対策課				
主 管 室 課 名	廃棄物対策課				
事 務 の 名 称	廃棄物不法投棄監視指導事務				
事 務 の 根 拠 法 令 等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
事 務 の 目 的	廃棄物の不法投棄行為を防止し、その行為者に対し行政指導や、場合によっては刑事告発を行うとともに、必要に応じて関係行政機関に情報提供するため				
対象となる個人の類型	不法投棄行為者及びその補助者の個人情報				
本人以外から収集する個人情報の項目名	不法投棄行為者又はその補助者が写っている画像情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得る画像情報（顔写真又は全身写真等、撮影場所、撮影日時）				
本人以外から収集する場合の収集先	不法投棄監視カメラにより撮影・転送され、廃棄物対策課内のパソコンに保存された画像情報				
理由（本人以外から収集する必要性等）					
1 本人外収集する必要性					
○ 後を絶たない廃棄物の不法投棄行為を防止するには、その監視や発生防止に資する資料として、その行為が行われる曜日・時間帯・その態様等の画像情報を収集する必要がある。また、その行為者を指導し、場合によっては刑事告発するためにも、その画像情報を収集する必要がある。					
○ 廃棄物の不法投棄行為に係る画像情報を、本人から収集することは困難なため、本人外収集する必要がある。					
○ なお、不法投棄監視カメラを設置した箇所については、不法投棄行為に対する抑止効果も見込める。					
2 本人外収集の方法					
○ 不法投棄監視カメラによる撮影は、監視箇所を通ったものを自動的に撮影（静止画撮影）するものである。撮影した画像情報はすべて転送され、廃棄物対策課内のパソコンに保存される。この画像情報は1ヶ月経過後消去される。					
○ 保存された画像情報を特定の職員が閲覧し、その中で、不法投棄行為に関する画像情報がある場合は、別途保存される。保存した画像情報のうち、個人が識別され、又は識別され得る画像情報がある場合は、この時点で実施機関による本人外収集が行われたこととなる。					
条例第8条第5項の規定による本人通知					
<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない					
本人に通知すると、不法投棄行為に関する事実を隠ぺいする可能性があり、事務の円滑な実施に支障が生じるおそれがある。また、画像情報だけでは、直ちに本人の所在がわかるとは限らず、事実上本人通知が行えない場合もある。よって、本人通知はしないこととする。					
なお、本人から不法投棄行為について直接事情を聴く機会があり、事務の円滑な実施に支障がない場合は、その際に通知する。					

個情審議第289号
平成20年9月18日

神奈川県知事
松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項の規定に基づき、平成20年9月12日付け情公第13号をもって諮問のありました「廃棄物不法投棄監視指導事務」に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、本件は、監視カメラによる個人情報の収集であることにかんがみ、収集対象に当たらない画像情報については、速やかに消去するなど所定の処理を適切に行うよう要望します。

(3) 条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限及び条例第9条の規定に基づく目的外利用の制限

情 公 第 1 4 号

平成20年9月12日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第8条及び第9条の規定に基づく本人外収集、目的外利用及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項並びに同条例第9条第1項第5号及び同条第2項の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集、目的外利用及び本人通知の省略について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	55
所管室課所名	子ども家庭課			
主管室課名	子ども家庭課			
事務の名称	児童虐待・DV事例における児童手当関係事務			
事務の根拠法令等	・児童手当法 ・児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について（雇児発第0509004号平成20年5月9日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）			
事務の目的	児童虐待やDVに関する客観的事実を早期に把握し、児童虐待やDVを行う者に支給している児童手当等の支給事由消滅の処理を行うとともに、DV被害者に対する児童手当等の支給が迅速になされるよう、市町村等が行う児童手当等支給事務を支援するために、児童相談所及び市町村等から、児童虐待やDVに関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。			
対象となる個人の類型	児童虐待を行う保護者、虐待される児童			
本人以外から収集する個人情報の項目名	・保護者の氏名、続柄、住所、児童虐待に関する情報、児童手当等支給事由消滅処理年月日、所属する所属庁名 ・児童の氏名、性別、生年月日、住所、児童虐待に関する情報、担当する児童相談所等の名称			
本人以外から収集する場合の収集先	関係市町村又は所属庁			
理由（本人以外から収集する必要性等）				
<p>○ 実施機関が提供した児童虐待に係る保護者及び児童の個人情報を基に、関係市町村等が、適正・迅速に支給事由消滅の処理を行ったか確認するためには、関係市町村等から、支給事由消滅の処理を行った処理年月日等を本人外収集する必要がある。</p> <p>○ 児童を虐待している場合は、児童手当等支給要件（児童手当法第4条第1項第1号）である「児童を監護し」に当たらないとされており、さらに「児童の健全な育成及び資質の向上」という児童手当法の目的にも反することから、児童を虐待している保護者の支給事由消滅の処理を行う必要がある。そこで、実施機関が提供した児童虐待に係る保護者及び児童の個人情報を基に、関係市町村が、児童手当等を受給している保護者の所属庁（受給者が公務員の場合）を把握した場合は、新たにその所属庁に児童虐待の事実を通知することで、支給事由消滅の処理を行うことが可能となることから、その所属庁名を関係市町村から本人外収集する必要がある。</p>				
条例第8条第5項の規定による本人通知 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由)				
<p>○ 支給事由消滅の処理を行った結果報告として、その処理年月日を関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知しても、それにより支給事由の消滅を覆すこと等できるわけではなく、本人に選択の余地はない（諮問対象）。</p> <p>○ 関係市町村が把握した所属庁名を本人外収集した事実については、その所属庁が支給事由消滅の処理を行った際に、県から収集したという事実を本人に知らせることで明らかになり、個別に通知することは現実的ではない（審議会意見類型4に該当）。</p>				

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区 分	個別	※案件番号	5 6
所 管 室 課 所 名	子ども家庭課				
主 管 室 課 名	子ども家庭課				
事 務 の 名 称	児童虐待・DV事例における児童手当関係事務				
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法 ・児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について（雇児発第0509004号平成20年5月9日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 				
事務の目的	児童虐待やDVに関する客観的事実を早期に把握し、児童虐待やDVを行う者に支給している児童手当等の支給事由消滅の処理を行うとともに、DV被害者に対する児童手当等の支給が迅速になされるよう、市町村等が行う児童手当等支給事務を支援するために、児童相談所及び市町村等から、児童虐待やDVに関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。				
対象となる個人の類型	DVを行なう配偶者				
本人以外から収集する個人情報の項目名	氏名、生年月日、住所、配偶者からの暴力の事実等支給要件確認に必要な情報、児童手当等支給事由消滅処理年月日、所属する所属庁名				
本人以外から収集する場合の収集先	DV被害者から児童手当等の申請がなされた市町村又は所属庁 DVを行う配偶者が居住する市町村、又は配偶者が所属する所属庁 DVを行う配偶者又はその被害者が居住等する都道府県				
理由（本人以外から収集する必要性等）					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者に児童手当等を支給するには、同じ児童が同時に二人の養育者の支給対象児童にならないようにするために、その配偶者の支給事由消滅の処理を行う必要がある。また、被害者が、その児童を専属的に監護し、かつその配偶者が生計同一要件を満たしていないと判断できる場合、又はその配偶者の監護が一切ない場合は、児童手当等支給要件（児童手当法4条1項1号）である「生計を同じくする」に当たらないとされており、さらに「児童の健全な育成及び資質の向上」という児童手当法の目的にも反することからも、その配偶者の支給事由消滅の処理を行う必要がある。そのためには、その配偶者の個人情報を、関係市町村等から本人外収集する必要がある。 ○ 暴力を行う配偶者に、被害者の居住地情報等を把握する機会を与えないためには、関係市町村等の間で直接情報提供・収集を行うのではなく、都道府県がその間に入り、情報提供・収集の仲介を行うことにより、その配偶者が居住する市町村等が、被害者の居住地の情報を把握することのないようにする必要がある。そのためには、その配偶者の個人情報を、関係市町村等から本人外収集する必要がある。 ○ 被害者とその配偶者が同じ都道府県に住んでいるとは限らない。そこで、適正・迅速に被害者に児童手当等を支給するには、本事務のような全国的に統一された事務処理の実施が必要であり、逆に、本事務を実施しないと、他の都道府県等が本事務を実施しても実効性がなく、さらに被害者の救済を困難にしてしまうおそれもある。 					
条例第8条第5項の規定による本人通知 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由) <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給事由消滅の処理を行うのに必要な情報を、関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知すると、DV被害者の居住地を推測されるおそれや支給事由消滅の処理を妨害するなど円滑な事務の実施を困難にするおそれがある（審議会意見類型2に該当）。また、関係市町村等が支給事由消滅の処理を行った際に、DV被害者の居住地を推測されるおそれがないなど、県から収集したという事実を本人に知らせることができる場合は、関係市町村等が本人に知らせることで、県が収集した事実も明らかとなり、個別に通知することは現実的ではない（審議会意見類型4に該当）。 ○ 支給事由消滅の処理を行った結果報告として、その処理年月日を関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知しても、それにより支給事由の消滅を覆すこと等できるわけではなく、本人に選択の余地はない（諮問対象）。 					

(第3号様式)

条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	個別	※案件番号	31
所管室課所名	各児童相談所			
主管室課名	子ども家庭課			
事務の名称	児童虐待・DV事例における児童手当関係事務			
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当法 児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について（雇児発第0509004号平成20年5月9日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 			
事務の目的	児童虐待やDVに関する客観的事実を早期に把握し、児童虐待やDVを行う者に支給している児童手当等の支給事由消滅の処理を行うとともに、DV被害者に対する児童手当等の支給が迅速になされるよう、市町村等が行う児童手当等支給事務を支援するために、児童相談所及び市町村等から、児童虐待やDVに関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。			
対象となる個人の類型	児童虐待を行う保護者、虐待される児童			
目的外に利用・提供する個人情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の氏名、続柄、住所、児童虐待に関する情報、児童手当等支給事由消滅処理年月日、所属する所属庁名 児童の氏名、性別、生年月日、住所、児童虐待に関する情報、担当する児童相談所等の名称 			
利用・提供の相手方	子ども家庭課			
利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）				
<p>○ 児童を虐待している場合は、児童手当等支給要件（児童手当法4条1項1号）である「児童を監護し」に当たらないとされており、さらに「児童の健全な育成及び資質の向上」という児童手当法の目的にも反することから、児童を虐待している保護者の支給事由消滅の処理を行う必要がある。そのためには、家庭裁判所による里親委託又は児童養護施設等への入所の承認や親権喪失宣告がなされた事実等児童虐待が認められる客観的事実を適確・迅速に把握する必要がある。しかし、児童相談所がそれらの情報を取り扱う目的は、「要保護児童の適切な保護を図るため」であり、児童手当等支給事務に利用・提供することは目的外の利用・提供となる。そこで、児童を虐待している保護者の支給事由消滅の処理を行うのに必要な情報を、関係市町村等に提供できるよう、子ども家庭課がその保護者の個人情報を児童相談所から取得（目的外利用）することが必要である。</p> <p>○ 児童虐待に関する情報を、必要な範囲で適確・迅速に取得・提供するためには、各児童相談所が個別に対応するのではなく、児童相談所に関する事務を所管し、かつ児童手当法の施行に関する事務も所管する子ども家庭課が、児童相談所と市町村との間に入り、情報収集（目的外利用）・提供の仲介を行なうのが合理的である。</p>				
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/>する <input checked="" type="checkbox"/>しない</p> <p>（しない理由）</p> <p>○ 関係市町村等が支給事由消滅の処理を行った際に、県から収集したという事実を本人に知らせることで、県が児童虐待等に関する情報を利用した事実も明らかになり、個別に通知することは現実的ではない（審議会意見類型4に該当）。</p>				

個情審議第290号
平成20年9月18日

神奈川県知事

松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項並びに同条例第9条第1項第5号の規定に基づき、平成20年9月12日付け情公第14号をもって諮問のありました「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務」に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略並びに目的外利用については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(4) 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

情 公 第 2 0 号

平成20年11月6日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事
案に係るオンライン結合による提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	個別	※案件番号	18
所管室課所	建築指導課			
主管室課名	建築指導課			
事務の名称	建築士・建築士事務所の登録・閲覧事務			
事務の目的	建築士法に基づき、建築士及び建築士事務所の登録等を行うとともに、これら建築士及び建築士事務所に対し指導監督を行うことを通じて、建築士業務の適正化を図り、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。			
オンライン結合の内容	<p>実施機関が国及び他の都道府県と共同で管理しているサーバーと、国・都道府県・特定行政庁・建築士・建築士事務所・インターネット利用者等が管理する電子計算機を、LGWAN（総合行政ネットワーク）・IP-VPN（論理的に閉鎖されたネットワーク）・インターネットを用いて結合し、次のとおり、実施機関が保有する建築士の個人情報を提供する。</p> <p>① 国・都道府県・指定登録機関・指定事務所登録機関（以下「登録機関」という。）が、建築士・建築士事務所の登録に係る事務を行う際に、それらの適格性を確認するのに必要な範囲で、関係する建築士の個人情報を、登録機関に提供する。</p> <p>② 国・都道府県が、建築士・建築士事務所の指導・監督に係る事務を行う際に、それらを実施するのに必要な範囲で、関係する建築士の個人情報を、国・都道府県に提供する。</p> <p>③ 特定行政庁・指定確認検査機関（以下「特定行政庁等」という。）が建築確認申請・検査申請に記載された建築士の適格性を確認するのに必要な範囲で、当該建築士の個人情報を、特定行政庁等に提供する。</p> <p>④ 建築士名簿に登録されている建築士が、その登録内容を変更する届出を行うのに必要な範囲で、自己の個人情報を、本人に提供する。</p> <p>⑤ 建築士事務所登録簿に登録されている建築士事務所が、その登録内容を変更する届出を行うのに必要な範囲で、当該事務所に所属する建築士の個人情報を、当該事務所に提供する。</p> <p>⑥ 建築士法の中で一般の閲覧に供することとされている建築士名簿及び建築士事務所登録簿を、インターネット利用者に提供する。</p>			
対象となる個人の類型	建築士			
提供する個人情報の項目名	別紙1・別紙2参照			
提供の相手先	登録機関、特定行政庁等、建築士、建築士事務所及びインターネット利用者			

別紙1 免許登録されている建築士に係る提供項目一覧

	提供項目	提供先			
		建築士事務 を行う機関	建築確認・検査 を行う機関	建築士(自己 の情報のみ)	インターネット 利用者
登録情報	登録番号	○	○	○	○
	登録年月日	○	○	○	○
氏名等	氏名	○	○	○	○
	免許証貼付用写真データ	○	○	—	—
	生年月日	○	○	○	○
	性別	○	○	○	○
	建築士区分	○	○	○	○
	登録都道府県名	○	○	○	○
	外国免許の情報	○	○	○	○
	住所	—	—	○	—
	電話番号	—	—	○	—
	勤務先名称、業務種別	○	○	○	—
	勤務先事務所登録番号	○	○	○	—
	勤務先所在地	○	○	○	—
	勤務先電話番号	—	—	○	—
	連絡先メールアドレス	—	—	○	—
試験	合格年月	○	○	○	○
	合格証番号	○	○	○	○
取消申請	取消理由	○	—	—	—
	処理年月日	○	○	—	—
死亡・失踪 宣言届	事由発生年月日	○	—	—	—
	処理年月日	○	○	—	—
	死亡・失踪の別	○	○	—	—
審判届	審判年月日	○	○	—	—
	後見、保佐の別	○	○	—	—
	処理年月日	○	○	—	—
定期講習	講習終了日	○	○	○	○
	受講機関	○	—	—	—
	受講区分	○	○	○	○
	受講番号	○	○	○	○
処分	処分年月日	○	○	○	○
	処分内容	○	○	○	○
	処分事由	○	○	—	—
	業務停止、期間等	○	○	○	○

別紙2 登録されている建築士事務所に所属する建築士に係る提供項目一覧

	提供する項目名	提供先				
		建築士事務 を行う機関	建築確認・ 検査事務を 行う機関	建築士事務 所(自己の 情報のみ)	インター ネット利 用者	
管 理 建 築 士	管理建築士氏名	○	○	○	○	
	管理建築士級別	○	○	○	○	
	登録を受けた都道府県名	○	○	○	○	
	管理建築士登録年月日	○	○	○	○	
	建築士登録番号	○	○	○	○	
	所属事務 所に関する 情報	所属事務所名称・所在	○	○	○	○
		所属事務所の電話番号・FAX番号	○	—	○	—
所属事務所の廃業状況		○	○	—	—	
所属事務所のその他の情報		○	○	○	○	
所 属 建 築 士	氏名	○	○	○	○	
	建築士級別	○	○	○	○	
	管理建築士であるか否か	○	○	○	○	
	建築士登録番号	○	○	○	○	
	登録を受けた都道府県名	○	○	○	○	
	構造/設備一級建築士の資格の有無	○	○	○	○	
	直近の定期講習受講暦	○	○	○	○	
	所属事務 所に関する 情報	所属事務所名称・所在	○	○	○	○
所属事務所の電話番号・FAX番号		○	—	○	—	
所属事務所の廃業状況		○	○	—	—	
所属事務所のその他の情報		○	○	○	○	

個人情報審議第293号

平成20年11月13日

神奈川県知事

松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報のオンライン結合による提供に関する意見
について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成20年11月6日付け情公第20号をもって諮問のありました「建築士・建築士事務所の登録・閲覧事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、建築士法令上の建築士名簿及び建築士事務所登録簿の閲覧の方法として、インターネット利用者に情報を提供することについて、対象となる建築士等に周知するよう努めることを要望します。

(5) 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

職第313号

平成20年10月29日

神奈川県個人情報保護審議会会長

兼 子 仁 殿

神奈川県教育委員会

委員長 平出 彦仁

教育委員会が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による提供について御審議していただきたく諮問します。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	個別	※案件番号	1 2
所管室課所	教育局教職員課			
主管室課名	教育局教職員課			
事務の名称	教員免許管理事務			
事務の目的	教育職員免許状の授与やその有効期間の更新・延長に関する申請を受理し、適正にその処理を行うとともに、失効に関する処理や免許の取上げを行うなど教育職員免許法の運用に必要な事務を行う。			
オンライン結合の内容	都道府県が共同管理しているサーバー群の中に割り当てられた、実施機関が専有的に管理する部分と他都道府県が専有的に管理する電子計算機を、総合行政ネットワークを用いて結合することにより、他都道府県（免許管理者）が、教育職員免許の授与・更新等の申請を処理するのに必要な範囲で、実施機関が保有する当該申請者に係る免許原簿情報及び免許保有者情報を提供する。			
対象となる個人の類型	免許授与・更新等の申請者、免許保有者			
提供する個人情報項目名	氏名、本籍地、生年月日、免許状番号、授与権者（都道府県教育委員会）、授与年月日、免許種類、教科、領域、根拠規定、有効期限（免許状所有者の修了確認期限または、有効期間の満了日）、失効・取上げ年月日、免許管理者（都道府県教育委員会）、ID、内部キー			
提供の相手先	実施機関以外の授与権者・免許管理者（各都道府県教育委員会）			

個情審議第294号

平成20年11月13日

神奈川県教育委員会

委員長 平出 彦仁 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

教育委員会の保有する個人情報のオンライン結合による提供に関する意見
について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成20年10月29日付け職第313号をもって諮問のありました「教員免許管理事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(6) 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

神議第78号

平成20年11月11日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県議会議長 榎本 与助

委員会記録等に関する神奈川県個人情報保護条例第10条の規定に基づく
オンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事
案に係るオンライン結合による提供について御審議いただきたく諮問します。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	個別	※案件番号	6
所管室課所名	議事課、政策調査課			
主管室課名	政策調査課			
事務の名称	議会検索システムに関する事務			
事務の目的	インターネットによる議会会議録検索システムの公開			
オンライン結合の内容	本会議録及び委員会等記録を議会会議録検索システムに掲載し、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する。			
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議録及び委員会等記録における行政当局出席者 ・本会議及び委員会等での議員の発言等に含まれる第三者 			
提供する個人情報項目名	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議録及び委員会等記録における行政当局出席者の職・氏名 ・本会議及び委員会等での議員の発言等に含まれる第三者の個人情報 			
提供の相手先	インターネット利用者			

※ 平成17年11月10日に答申された案件の内容を変更する案件です。下線の箇所が変更箇所となります。

個情審議第295号

平成20年11月13日

神奈川県議会

議長 榎本 与助 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

議会の保有する個人情報のオンライン結合による提供に関する意見
について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成20年11月11日付け神議第78号をもって諮問のありました「議会検索システムに関する事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なもの認めましたので答申します。

(7) 条例第48条の事業者の業務登録及び第51条の登録事項の変更の申請

情 公 第 5 号
平成20年5月9日

神奈川県個人情報保護審議会会長
兼 子 仁 様

神 奈 川 県 知 事
松 沢 成 文

個人情報取扱業務の登録について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第48条第3項の規定に基づき、別紙案件表に係る個人情報取扱業務の登録について御審議していただきたく諮問します。

個 情 審 議 第 2 8 6 号

平成20年5月15日

神奈川県知事
松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会 長 兼 子 仁

個人情報取扱業務の登録について（答申）

平成20年5月9日付け情公第5号で諮問のありました標記のことについて審議した結果、別紙案件表の意見欄のとおり答申します。

当答申で登録について可と認めた個人情報取扱業務については、速やかに登録を行い、県民の縦覧に供するとともに、今後も引き続き、民間事業者団体等に対し「個人情報取扱業務の登録制度」を周知するなど登録の推進に努力することを希望します。

※ 別紙案件表は、登録案件番号、事業者名称、業種、業務の名称、所在地等が記載されているものですが、省略します。

※ 上記とほぼ同様の諮問及び答申が、20年度中、上記以外に5回行なわれています。